４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑵　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

⑶　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑯」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［⑷　略］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二百三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙四十　挿入］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二百三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙四十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第９条の７第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑵　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式（その２）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。

⑶　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑯」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［⑷　同左］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二百三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二百三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙四十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一